

国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について（概要）

都市・まちづくり課

1 変更理由及び内容

- ・現在、大町市が景観行政団体移行及び大町市景観計画発効に向けた準備を進めているところ
- ・「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」の区域内に大町市の区域が含まれており、大町市景観計画の発効に合わせ当該区域の削除を行う

2 今後の変更に向けた手続きについて

- ・大町市より景観行政団体移行に向けた協議書を受理（景観法第 98 条第 2 項）
- ・協議書を受理後、県においては「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」の変更に向けた所要の手続きを開始（関係市町村への意見照会及びパブリックコメントを実施）
- ・「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」変更案について長野県都市計画審議会に意見聴取（景観法第 9 条第 3 項）した後、長野県景観審議会へ変更案を諮問予定（長野県景観条例第 5 条）

スケジュール

令和 7 年 7 月	大町市より長野県に対し協議書を提出
8 月	関係市町村への意見聴取及び県民意見（パブリックコメント）募集を実施
9 月	県都市計画審議会への意見聴取
10 月	県景観審議会への変更案について諮問し大町市へ協議内容について回答
12 月	大町市景観行政団体移行
令和 8 年 3 月	景観計画の変更の告示・縦覧
4 月	景観計画変更案の発効（大町市景観計画と同時）

長野県景観条例（平成 4 年条例第 22 号）

第 5 条 知事は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聽かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

景観法

（策定の手続）

第 9 条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聽かなければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（市町村による景観行政事務の処理）

第 98 条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 大町市景観計画（素案）の概要

(1) 景観計画の概要

- ・北アルプスをはじめとする山々に抱かれた大地豊かな水や「農」の営みによって育まれた美しい景観の価値を共有し、将来にわたり守り、育て、磨き、活かすために景観計画を策定し景観育成を進めていく
- ・計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とする

(2) 地域区分

- ・現在、市域のうち長野県景観育成計画の「一般地域」「国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画」が適用。景観計画策定にあたっては、地域特性に応じて、次の4つに区分。うち、重点地域として「景観づくり重点地域」を設定予定。
- ・「国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画」については、「景観づくり重点地域」に引き継ぐほか、その他路線についても新たに重点地域として追加指定を行う予定

種類	エリア名称	方針
一般地域	まちなかエリア	千国街道沿いに育まれた歴史や文化的な資源を活かしながら、水を感じ、山を魅せる景観づくり
	田園・山麓エリア	農地や河川、湖がつくり出す景観の魅力を活かし、生活・生業とともに育まれた景観の継承
	里山エリア	山並みと調和し、農村景観の魅力や価値の共有を図り、地域に根差した暮らしや産業を維持継承できる景観づくり
	山岳エリア	高瀬ダムや七倉ダムがつくり出す壮大な景観などの適正な利活用のもと、良好な自然景観の維持・継承
景観づくり重点地域		大町市の景観を特徴づける地域を指定し、景観の保全を図る

(3) 景観法に基づく届出対象行為（代表的なものを抜粋）

届出の行為	長野県景観育成計画		大町市景観計画素案	
	一般地域	重点地域 (国道147・148)	一般地域	景観づくり 重点地域
建築物の新築・増改築	高さ13m又は建築面積1,000m ² 超	高さ13m又は床面積20m ² 超	高さ13m又は建築面積1,000m ² 超	高さ13m又は床面積20m ² 超
プラント類、貯蔵施設類等の新設、改築等	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000m ² 超	高さ13mを超えるもの又は建築面積20m ² 超	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000m ² 超	高さ13mを超えるもの又は建築面積20m ² 超
太陽光発電設備	モジュール建築面積の合計が1,000m ² 超	モジュール建築面積の合計が20m ² 超	モジュール建築面積の合計が1,000m ² 超	モジュール建築面積の合計が20m ² 超

4 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について

大町市内に存在する国道148号線部分については、大町市景観計画施行に伴い当該部分が削除されるため、次のとおり重点地域の名称を変更することとする。なお、その他詳細については別添のとおり

変更前：国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画

変更後：国道147号沿道景観育成重点地域景観計画

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画 新旧対照表

変更案	現行
国道147号沿道景観育成重点地域景観計画 本計画では、国道147号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。	国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画 本計画では、国道147号・148号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。
第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 国道147号沿道景観育成重点地域	第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 国道147号・148号沿道景観育成重点地域
第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） 一般国道147号の両側30メートル以内の区域うち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から大町市との境界まで (削除) (削除)	第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） 次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域 (1) 一般国道147号のうち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで (2) 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで (3) 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで
第3 良好的な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係） 1 景観の特性 (1) 地域の概況 この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三	第3 良好的な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係） 1 景観の特性 (1) 地域の概況 この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号・148号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、

湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道147号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

広域幹線道路網の整備や沿道の開発に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、次の類型に区分し、併せて、景観の主な構成要素と景観育成上の課題は次のとおりです。

沿道地域

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。

2 景観の育成の方針

(削除)

仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道147号・148号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

高速交通網、オリンピック関連施設、国営アルプスあづみの公園の整備を契機とする各種の開発の進展に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

(2) 観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、2つの類型に区分できます。

類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 市街地の区間（都市地域）

国道147号・148号の沿道では、一部に市街地が形成されています。この区間においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが育成されるように配慮していくことが必要です。

イ 市街地以外の区間（沿道地域）

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。

2 景観の育成の方針

(1) 都市地域

まち並みとして連續性に配慮しつつ快適な公共空間が構成されるよう、建築物や屋外広告物などの形態・意匠は、周辺建築物等との調和に努め、敷地周辺の緑化を図るものとします。

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

3 規制又は措置の基準

規制又は措置の基準は、別表のとおりとします。

(2) 沿道地域

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。

地域区分

(1) 都市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域

(2) 沿道

一般国道147号、一般国道148号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの両側各30メートル以内の地域。

ただし、(1)に掲げる地域を除く。

(別表) 国道147号沿道景観育成重点地域景観育成基準

本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第4項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは同号ニに規定する制限である。

- ・沿道地域の基準 1のうち(3)、(4)、(5)及び(7)

(削除)

(別表) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観育成基準

本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第4項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは同号ニに規定する制限である。

- ・1(1)のうちウ、エ、オ及びキ
- ・2(1)のうちウ、エ、オ及びキ

1 都市地域の基準

- (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
ア 配置

(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。

(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。

(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを生かせる配置とすること。

(エ) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。

(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。

イ 規模

(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。

(イ) 高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。

ウ 形態・意匠

(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。

(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。

(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。

(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいうよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- (イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
- (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること

オ 色彩等

- (ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- (イ) 多色使い、アクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- (ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。
- (エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。
- (イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
- (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- (エ) 緑化使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
- (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
- (カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

- (ア) 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
 - ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。
- (イ) 規模、形態・意匠
- ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。
 - ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。
- (ウ) 材料
- ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。
 - ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
- (エ) 色彩等
- ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
 - ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
 - ・光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。
- (2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの
(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。) をいう。以下同じ。)
(変更後の土地の形状、修景、緑化等)
- (ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- (イ) 拥壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。

	<p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。</p> <p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)</p> <p>(ア) 周辺から目立ちにくくよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)</p> <p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくくよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。</p>
<p>1 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>(1) 配置</p> <p>ア 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>イ 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p>	<p>2 沿道地域の基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>ア 配置</p> <p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p>

エ 北アルプスや田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

オ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。

(2) 規模

ア 北アルプスの眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。

イ 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。

(3) 形態・意匠

ア 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。

イ 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。

ウ 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。

エ 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

オ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

カ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

キ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

(エ) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。

イ 規模

(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。

(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。

ウ 形態・意匠

(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。

(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。

(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。

(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

<p>(4) 材料</p> <p>ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>イ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>ウ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p> <p>(5) 色彩等</p> <p>ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>イ 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>ウ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>エ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>(6) 敷地の緑化</p> <p>ア 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>イ 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>ウ 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>エ 緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>オ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>カ 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</p> <p>(7) 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>ア 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。 	<p>工 材料</p> <p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p> <p>才 色彩等</p> <p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>カ 敷地の緑化</p> <p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</p> <p>キ 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>イ 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。 <p>ウ 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 <p>エ 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 <p>2 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの） (土石の採取及び鉱物の掘採を除く。) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 (2) 拥壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (3) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 <p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの） (土石の採取及び鉱物の掘採を除く。) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 (イ) 拥壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用する
---	---

ように努めること。

- (4) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。

3 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

- (1) 周辺から目立ちにくいうよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
(2) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。

4 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)

- (1) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
(2) 道路等から見えにくいうように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。

ように努めること。

- (イ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

- (ア) 周辺から目立ちにくいうよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)

- (ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
(イ) 道路等から見えにくいうように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。